

経支第674号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年8月18日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ東金店
東金市田間字村上1267番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦
東京都品川区南大井六丁目22番7号
- 3 変更前の駐車場の位置及び収容台数
230台
- 4 変更後の駐車場の位置及び収容台数
61台
- 5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4か所
- 6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所
- 7 変更年月日
令和9年3月2日

二 届出年月日

令和8年7月1日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年8月18日から12月18日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年8月18日から12月18日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757